

- 三、公休日以外臨時休業示の現金額を支給スベシ
- 四、上記取扱いを適用する以前に貸入金ニスベシ
- 五、昇給制度ヲ確定シ年二回五分以上昇給セシムベシ
- 六、同一ノ仕事ニ解人タリトモ内地人ト同一ノ賃入率ヲ支給セシム
- 七、退職手当ヲ制定スベシ
- 八、解雇手当ヲ制定スベシ但し退職手当ノ俸給ヲ支給スベシ
- 九、比勤手当ヲ制定スベシ但し日終ノ二日入ヲ支給スベシ
- 〇、労働組合ヲ公認セヨ
- 一、争議費用並ニ争議中ノ日給ハ工場主ノ全額負担トスベシ

外 田 原 界

7. 1. 21  
1898

② 多木製肥所争議 十月二十七日

会社側ノ専断ハ依り強硬ニシテ無届公勤者ニ対シテ内規ニ依ル  
解雇通知ヲ發送スル計重ヲ進メ尚契約更新ノ申出ナキ争議未加  
者ニ無届公勤トシテ処分通知ヲ為サントスルノ意見ヲ有シ居  
リ然レ共現任新職工採用、募集不足、争議因切崩シ等ハ為  
シ居ラス 争議ノ推移ヲ静観シ居レリ

一月十日報

十二月十七日炭生当日、十九日、二十日、二十三日ト相続テ騒擾  
事件ヲ甚起シ逐日悪化シ候内アリシ本争議モ争議因是ノ  
大騒擾ニ依リテ先ヅ落着シ妥協的措置漸次濃厚トナリ  
先ル為特高課長ハ十一月二十日会社側代表反争議因是  
援組入松部藤野文六、高橋松次、安藝守ノ意見ヲ復シ  
所獲署長ト共ニ斡旋調停ニ努メタル依リ、一月八日特高課